

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		許可事業者に対する許可取消し
根拠条例・規則名		さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例
条 項		第 14 条第 1 項
所 管 部 課		環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課 (電話: 048-829-1609)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 処分の性質上、個々の事案について個別的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定める以上に具体的な基準を設定することが困難であるため。
	設定等年月日	
備 考		